

広島県告示第二百八十九号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条の四第二項の規定によって、財団法人行政書士試験研究センターから次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 指定試験機関の名称          |                  | 変更年月日      |
|--------------------|------------------|------------|
| 新                  | 旧                |            |
| 一般財団法人行政書士試験研究センター | 財団法人行政書士試験研究センター | 平成二十五年四月一日 |